

新型コロナウイルス感染症の5類移行に係る学校の対応について

5月8日より新型コロナウイルス感染症が、季節性インフルエンザと同等の5類感染症に位置付けられることに伴い、学校における出席停止等の取扱いについて、以下のとおりとします。

1 出席停止期間等について

(1) 出席停止期間

発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまでとなります。
 ※学校保健安全法施行規則の一部改正による。（5月8日施行予定）

(2) 周りの方への配慮

症状軽快後、10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないように配慮することとします。

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目～
患者	発症日	発症日から5日経過 かつ 症状軽快後1日経過					療養解除	10日間が経過するまでは、周りの方への配慮を推奨

(3) 濃厚接触者の取扱い

5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者として特定されることはありません。

2 その他

学級閉鎖措置及び登校開始に係る手続等については、今後、医師会と協議のうえ決定し、学校・児童生徒の保護者及び学校医に対し周知します。